

学校いじめ防止基本方針（令和7年5月改定）

酒田市立新堀小学校

1 いじめに対する共通認識

（1）いじめの定義 ＊いじめ防止対策推進法 第2条より

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的かつ物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているもの。」である。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。解消が認められても3ヶ月間が経過して完全な解消と認める。それまでは、経過観察中となる。

（2）教職員は、「いじめ問題」について次のような基本的な考えを持って対応する。

- ①どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③大人が気づきにくいところで行われることが多く（隠す場合もあり）発見しにくい。
- ④いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤その行為の態様により、暴行、恐喝、強要、器物破損、強制わいせつ等の刑罰法規に抵触する可能性がある。
- ⑥教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育
- ⑦家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑧学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携し、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨解消されたとしても繰り返されることがある。
- ⑩解消された後も継続的に心身のケアが必要な場合があり、大変深刻な問題である。

（3）いじめの態様

冷やかし、からかい、悪口、仲間はずれ、無視、ぶつかる、たたく、蹴る、お金や持ち物の強要、盗難、いやなことやはずかしいこと・危険なことの強要、パソコンや携帯電話での誹謗中傷

※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

2 未然防止に向けた取り組み

（1）学校体制

- ① いじめ対策組織として「いじめ対策委員会」を設置し、学校全体で組織的に取り組む。
- ② 構成員と役割

平時：校長、教頭、教務主任、その他の全担任、養護教諭 主査

→ 学校いじめ防止基本方針について共通理解し、いじめの防止や早期発見・早期対応に全職員で取り組むとともに、年度末に改善策を検討する。

いじめ発生時（いじめ対策会議）

：校長、教頭、関係児童の担任、その他事案の種類に応じて教育相談担当や生徒指導担当など管理職の判断で必要な職員を招集

→いじめ対策委員会の構成員のうち関係者で緊急に集まり、事態を把握し対応を検討する。

重大事態発生時（いじめ重大事態対策会議） ＊酒田市教育委員会にすぐ報告

：いじめ対策委員会の構成員の他、酒田市教育委員会・酒田警察署・児童相談所、PTA 三役、学校評議員等の関係者にも入っていただく。

→校内外の関係者で緊急に集まり、事態を把握し対応を検討する。

（２）未然防止のための取り組み

- ① 道徳の授業や他の教科・領域学習の中で行われる道徳教育を活かし、命の教育や心のあり方に関わる指導を徹底する。
- ② 授業中や休み時間、清掃活動時など学校管理下内での校内巡視や日常的な児童の観察、「いじめ発見調査アンケート」や「にっこりカード」、「Q—U アンケート」、「子どもの声アンケート」、そして一人一人の児童と担任との面談を実施し、児童や学級集団の実態把握に努める。
- ③ 全職員で児童の様子について話題にする場を職員会議の中に設ける。また、日常的に話題にできるような職員室づくりに心がけ、毎週行われる打ち合わせ時に情報交換しながら、確実に管理職へ情報が入る仕組みを整える。
- ④ いじめ撲滅に向けて児童の主体的な取り組みを促すよう、日常的に自分達の生活を見つめ、改善のために話し合うことができるようにする。
- ⑤ 児童の情報モラルを高めるよう、学級活動や道徳などで発達段階に応じて指導していく。また、必要に応じて青少年指導センターや酒田警察署等による研修会を実施する。
- ⑥ 未然防止のための取り組みについて、学校評価を活用したり、「いじめ防止対策に係る取組・点検表」を活用したりしながら、具体的な視点を持って改善にあたる。

（３）家庭・地域との連携

- ① 家庭用「チェックリスト」を各家庭に配布し、児童の様子を把握してもらう資料として活用するとともに、学校側の相談担当を担任・養護教諭・教頭等誰でも気軽に話ができることをおたより等で伝え、気になる様子については、アンケート実施時期を待たずにすぐに学校へ連絡してもらうようお願いしていく
- ② インターネットや携帯端末などの使用についてPTA研修会を開催して学び合う場を設けたり、懇談会の話題にしたりしながらいじめの未然防止に努めていく。
- ③ 学校だよりや学年だより等を活用し、心配される情報等について提供していくなど、各家庭の意識向上を図っていく。
- ④ 学童保育所と連携し、必要に応じて情報交換を行っていく。

3 早期発見・早期対応へ向けた取り組み

(1) 早期発見のために

- ① 温かな児童理解を通して、子ども達の心の内面を探っていくようにする。(授業中や休み時間の声がけ、休み中の話題、ノートへのコメント等)
- ② 児童の様子を多面的にとらえ、得られた情報を整理しながら共通理解を図っていく。
- ③ 教職員の危機管理能力を高める研修を実施し、資質向上を図っていく。

(2) いじめに対する早期対応について

- ① いじめの兆候を認知した教職員は、いじめに関わる子どもに適切な指導を行わなければならない。そして、一人で抱え込まず、直ちに担任や管理職に報告する。
- ② 校長は、いじめ対策会議を実施し、正確な事実確認を行うとともに、指導体制と方向性を明確にしていく。聞き取り・対応等は、複数の教職員で丁寧に行う。また、管理職の指示のもとに、教職員間の連携や情報の共有を行う。
- ③ いじめ対策会議の記録を取り、保存する。

【把握すべきいじめの情報】 *個人情報の取り扱いに十分注意する。

- 加害者と被害者の確認……………だれが、だれをいじめているのか。
- 時間と場所の確認……………いつ、どこで起こったのか。
- 内容……………どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか。
- 背景と要因……………いじめのきっかけは何か。
- 期間……………いつ頃から、どのくらい続いているのか。

ア 被害児童側への対応

いじめられている子どもや、いじめを知らせた子どもを守り通す。痛みや苦しみへ寄り添いながら、解決の方向を一緒に考えていき、不安を取り除く。自尊感情や自信を高めるようにしていく。

保護者に対して、発見・認知した日に事実関係と学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。継続して家庭と連絡を取り合い、解決に向かって取り組むことを伝える。

イ 加害児童側への対応

いじめた理由や状況などについて十分に話を聞く。心理的な孤立感や疎外感を与えないように配慮しながら、いじめは許されない行為であることやいじめられている子どもの気持ちを認識させる。

保護者に対して、正確な事実関係を説明し、いじめられている子どもとその保護者の辛い気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

ウ 学年児童、全校児童への対応

正しい行動や勇気ある行動を一緒に考えていく。はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりする行為もいじめの肯定であることを理解させる。

エ 関係機関、市教育委員会との連携

具体的な対策を伝え、意見を求める。また、今後の対応について、協力を求めていく。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態への認識について

- ① 「生命、心身または財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時
児童の自殺、心身への重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症 等
- ② いじめにより、当該児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき

(2) 基本的な対処について

- ① 事実確認を正確に進める。(時系列に沿って、関係した人物や行為等を整理する)
- ② 重大事態の事実について校長が市教育委員会へ報告する。(生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合は、所轄警察署へ通報する)
- ③ 調査は迅速かつ見通しを持って行う。また、調査を進めていくにあたっては、市教育委員会へ相談のもと、第三者の参画を得ながら公平性・中立性を保つことができるようにする。
- ④ 当該児童や保護者に対する情報提供は、調査結果の事実に関わる事柄について適切に行う。

5 いじめ対策年間計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
職員会議等	★いじめ対策委員会① ・いじめ防止基本方針 ・解消していないいじめの有無 ○職員会議で共通理解 ○保護者への広報周知 ・PTA総会 ・資料等配付					
	★いじめ対策委員会② ・情報の共有 ・今後の計画等 ◇職員会議で子どもの声アンケート②の結果を受けて					
防止対策	学級開き・学級目標の作成 学級活動での指導（県の資料等） 2学期の目標の作成					
	児童会スローガンの作成 Q-Uの実施・分析 Q-U結果を活かした学級・授業づくり					
早期発見	・学年PTA懇談会	◇にっこりカード ・保護者希望面談	◇いじめアンケート（11～17） ◇個別面談（23～27）	◇子どもの声アンケート②		◇にっこりカード（8～12） ・通知表配付・保護者面談

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
職員会議等						
	事案発生時、緊急対策会議の開催					
			★いじめ対策委員会③ ・情報の共有 ・今後の計画等 ◇職員会議で 子どもの声アンケート③の結果を受けて			★いじめ対策委員会④ ・次年度の課題検討
防止対策	学級での人間関係注視			進級・進学に向けて (3学期の目標、キャリアパスポート)		
	Q－Uの実施・分析		Q－U結果を活かした学級・授業づくり			
			◇学校評価アンケート（子どもの声アンケート③含む）	感謝の気持ちを伝える活動		◇子どもの声アンケート④
早期発見		◇いじめアンケート (12～18) ◇個別面談 (25～28)	・保護者希望面談	◇にっこりカード (26～30)		